

審議案件に関する概要

平成29年2月6日 第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	平成28年6月23日
担当部署	石狩振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ミーコーポレーション 代表取締役 富山 睦浩	札幌市北区太平3条4丁目1番1号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	サツドラ江別錦店 江別市錦町43番地3	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山 浩樹 札幌市北区太平3条1丁目2番18号	
(3)新 設 日	平成29年2月24日	
(4)店舗面積の合計	1,257 m ²	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	41 台
	駐輪場の収容台数	10 台
	荷さばき施設の面積	計 36.407 m ²
	廃棄物保管施設の容量	計 9.720 m ³
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時00分から午後9時50分まで
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から午後10時00分まで
	駐車場の出入口数	3箇所(出入口3箇所)
	荷さばき時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで

3. 審査事項

(1)駐車場整備 等への配慮	指針必要駐車台数の整備	41 台
	従業員駐車場等の整備	11 台
	駐輪場の整備(自動二輪車を含む)	10 台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式 オペレーターなし
	搬入車両等の誘導	商品搬入車両の計画的運用及び商品配送センターの活用により、商品搬入車両は最大1台(時)であり、荷さばき待ち車両は発生しない。
	歩行者の安全対策	・駐車場出入口は、見通しの良い位置に設け歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 ・出口に一旦停止ラインの標示をし、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 ・身体障害者専用駐車マスは、利用しやすい場所に設置することで配慮する。 ・駐車場出入口が面する道路が通学路に指定されている場合は、学童又は歩行者に注意等の注意喚起看板を設置して、帰宅車両のドライバーに注意を促す。

交通整理員の配置		<ul style="list-style-type: none"> ・開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し、円滑な交通誘導と安全対策に努める。 ・なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。2名配置予定 				
除排雪による堆積方法		<ul style="list-style-type: none"> ・除排雪業者と契約し、積雪10cm程度で出動し店舗開店前に冬期堆積場64台と空きスペースに堆積し作業を終了させる。堆積場があふれる前に、適切に排雪し来客用駐車台数の確保に努める。 ・路上に堆積した雪で出入口付近の見通しが悪化し交通安全上の問題が発生するおそれがある場合は、適切に雪の排出を行う。 				
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	41dB	○	
		2	55dB	42dB	○	
		3	55dB	40dB	○	
		4	55dB	46dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	45dB	23dB	○	
		2	45dB	19dB	○	
		3	45dB	22dB	○	
		4	45dB	34dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	排気①	40dB	44dB	△
	住居壁際等における夜間の騒音レベル最大値	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1'	排気①・冷凍機①	40dB	34dB	○
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導する。 ・来客者へアイドリング防止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。 ・冬期の除排雪作業は、原則的に深夜早朝(夜10時～翌朝6時前)を避けて実施する。 				
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。 				
付帯設備・施設等の対策		室外機は、低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮する。				
青少年等の蝟集等の対策		閉店後については、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じる。				
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。 ・住民から苦情が発生した場合は、迅速に対応を図る。 				
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 計 5.844m ³	<	設置容量 9.72m ³		
	保管場所の位置、構造等	廃棄物保管施設は屋外に設置するが、使用时以外はシャッターを閉じて密閉型とすることで、廃棄物の飛散防止に配慮する。				

	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・法や条例に基づき、適切な運搬・処理を行う。 ・設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはない。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボール、発砲スチール等のリサイクルを徹底する。 ・古紙等のリサイクルを徹底する。 ・ビン、カン、ペットボトルの分別をしてリサイクル資源化に配慮する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	調理臭や悪臭は発生しない。
	その他の対応方策	生活環境問題を発生させるおそれがある場合は、適切な対応策を講じていく。
(4)街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺の影響に配慮する。 ・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組を阻害することのないよう調和を図りたい。
(5)防災対策への配慮		地方公共団体等から災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている範囲の物資の緊急時における提供の要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6)防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底し、防犯を図る。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。 ・所轄警察署と連携を図って、管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7)関係行政機関との協議状況		
	公安委員会(警察)	北海道警察本部交通部交通規制課、札幌方面江別警察署交通課助言を受け対応済
	地元市町村	江別市経済部商工労働課、生活環境部環境室環境課、生活環境部環境室廃棄物対策課、教育委員会教育部学校教育支援室教育支援課 協議済
	道路管理者	江別市建設部土木事務所道路管理課 協議済
	その他関係機関	

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道(石狩総合振興局連絡調整会議)の意見案

意見を述べる必要がないものとする
